

第46回重税反対昇給実現立川地域総行動 交渉結果報告書(立川税務署管内市役所)

目 次

1. 要請書回答

立川市長解答	1
国立市長解答	2
国分寺市長解答	4
武藏村山市長解答	6

2. アンケート結果	7
------------	-------	---

3. 要請書	10
--------	-------	----

4. アンケート	12
----------	-------	----

重税反対・諸要求実現立川地域総行動実行委員会

実行委員長 鶴 田 優

事務局団体 国立・立川・昭島地区労働組合総連合

国分寺地区労働組合協議会

東京土建一般労働組合村山大和支部 立川民主商工会

【連絡先】 東京土建一般労働組合村山大和支部
武藏村山市中央3-7-1 電話042-563-3261 FAX042-564-6547
メール: murayamayamato@tokyo-doken.or.jp

立財納第 4597 号
平成 27 年 3 月 30 日

重税反対・諸要求実現立川地域総行動実行委員会
実行委員長 鶴田 優 様

立川市長 清水 庄平



「民主的税務行政及び税制確立に関する請願書」について（回答）

平素より、本市の税務行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

平成 27 年 3 月 11 日付けで頂戴した標記の請願書において、税務調査などの国税に関する部分を除く、市税等の収滞納整理業務に係る部分について、次のとおり回答いたします。

記

(1) において、「税務運営方針」の職員への周知及び当該方針に基づき税務行政を行うことについて

国税庁長官から国税担当（税務署等）職員に向けた税務行政の指針とされる「税務運営方針（昭和 51 年 4 月 1 日）」には、●租税負担の公平の理念は、適正に課された租税を確実に徴収することによってはじめて達成されるものであり、国税徴収法その他関係諸法の定めるところに従い、適正に処分を執行しなければならないものであること●徴収事務の終極的な課題は、自主納付態勢を確立することにあり、的確な滞納整理の実施あらゆる機会を生かし、納税者の自主納付意識の高揚を図る必要があること●納税者に応接するときは丁寧に、かつ分かりやすく説明等に努め、特に滞納整理にあたっては、この点を十分に認識し、情報管理を的確にし、滞納者個々の実情に即した整理を進めること等々、市税等の賦課・徴収業務を遂行する上において、遵守しなければならない事項が記載されています。今後も引き続き、これらの事項を踏まえての職員の資質向上が税務運営を円滑適正に行うための基礎であり、日常の事務を通じて職員を指導するとともに、研修等を計画的に実施し、職員の職務遂行能力の向上に努めてまいります。

(11) について

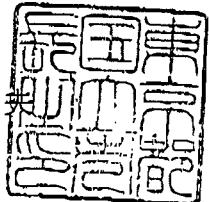
納付相談等を通じ、滞納処分できる財産が見当たらない、滞納処分により生活を窮屈させる恐れがあるなど滞納者に納付資力がない、滞納者が行方不明等の場合には、地方税法等に規定されている徴収・換価の猶予や執行停止等を隨時行っています。

また、売掛金の回収等の差押えは、督促・催告書の送付、電話や臨戸による再三の催告にも関わらず相談、連絡等をいただけなく納付・納税の意思がないと判断される場合や、金融機関調査等により、担税力・納付資力の有無を慎重に見極め、納付余力があると判断した滞納者を対象に実施しております。

国政収取第109号
平成27年3月30日

重税反対・諸要求実現立川地域総行動実行委員会
実行委員長 鶴田 優 様

国立市長 佐 藤 一



納税者の生存権、生存権的財産権を保障する徴収行政を求める
要望書について（回答）

平成27年3月11日付けで要望のあった標記の件について、下記の
とおり回答します。

記

1. 要望書の1・2・3の事項について

納税相談にあたっては、日本国憲法第25条第1項に規定する生存
権の保障を前提に、相談者の生活や収支等の状況、生活再建に向けた
視点、法令の規定等を総合的に勘案し、相談者と共に適切な納付計画
を検討しております。

2. 要望書の4・10の事項について

生活状況等の聞き取りや必要な実態調査により、担税力がないと認められた場合には、積極的に滞納処分の執行停止を適用しております。

3. 要望書の5の事項について

納付いただいた税金については、原則として本税に優先的に充当して
ております。

4. 要望書の6・7の事項について

徴収猶予や延滞金減免については、納期内納税が原則である中での
例外的な措置となりますので、納税相談等において制度の説明を行つ
たうえで申請していただいております。

5. 要望書の8の事項について

換価の猶予を適用できる場合には、納税相談等において制度の説明

を行い、適切に対応しております。また、換価の猶予を適用できない場合であっても、必要な説明を行う等、誠実に対応するよう引き続き努めてまいります。

6. 要望書の9の事項について

預金口座の差押えにあたっては、児童手当の振込等の有無を可能な限り事前に確認しております。

7. 要望書の10の事項について

今後も研修等により職員育成を積極的に行い、生存権等に係わる納税猶予制度を適正に運用すべく努めてまいります。

以上



国総納収第 249 号

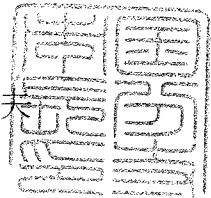
平成 27 年 3 月 19 日

重税反対・諸要求実現

立川地域総行動実行委員会

実行委員長 鶴 田 優 様

国分寺市長 井 澤 邦 夫



納税者の生存権、生存権的財産権を保障する徴収行政を求める要望書
について（回答）

日頃より国分寺市の税務行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

平成27年3月11日にいただいた要望書につきまして、お答えいたします。

地方税国保税に限らず、いずれの税金につきましても納期内納税が大原則であり、国分寺市においては、ほとんどの方にご理解をいただき納税をしていただいております。

一方で、滞納されている方や納期内納付ができない方に対しては、以前より納税相談に応じており、生活状況や個々の事情の聞き取りを行い、やむを得ず滞納をされていると認められた場合、市税納付誓約書を交わし可能な分納額を毎月納付していただいております。また、本税優先、換価の猶予、滞納処分停止などが適当であると判断した場合、然るべき対応を行っております。

ただし、延滞金減免に係る申請書類の窓口設置に関しましては、先に述べましたとおり、税金は納期内納税が原則であり、延滞金の減免を行うことが前提ではありません。そのため、納税相談のなかで必要な場合に説明しあ渡しております。

その中で、やむなく滞納処分（差押え等）を執行する場合は、違法な処分とならないよう努めてまいります。

国分寺市の徴収行政は、納税者の生活を窮屈させることを目的としている

わけではありません。しかしながら、税金である以上、徴収上の公平の観点からも、納付しなくてよいことを前提とすることもありません。滞納されている方の事情も様々ですが、可能な方には納付いただき、そうでない方にも可能な限り納付の努力をしていただきます。そして、納税者の生存権や生存権的財産権を保障することを念頭に置き、今後も納税相談に努めてまいります。

この度は御意見をいただき、ありがとうございました。今後とも、市政に御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

国分寺市総務部納税課収納係

西脇

042-325-0111（内線510）

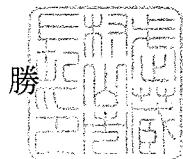




武取第8761号の2
平成27年4月1日

重税反対・諸要求実現
立川地域総行動実行委員会
代表 実行委員長 鶴田 優 様

武藏村山市長 藤野



納税者の生存権、生存権的財産権を保障する徴収行政を求める要望書
について（回答）

日頃より、当市の税務行政に御理解、御協力を賜り誠にありがとうございます。

市税、国保税に限らず、いずれの税につきましても納期限内納付が大原則であり、当市においては、納税義務者の9割以上の方にその主旨の御理解をいただき、納期限内納付に御協力をいただいております。

一方で、市税等を滞納している方が1割弱いるのも現状です。その滞納者の方に対しては、督促状・催告書等及びその他通知により、納付及び納付相談を呼び掛けております。この相談において、まずは個人の生活状況等の詳細な開示に御協力いただき、それを基に個人の諸事情に対する聞き取りを行い、その実態を十分に調査した上で、やむを得ず滞納状況に陥ってしまったと認められ、要望書に記載されている「本税優先」、「換価猶予」、「執行停止」等に該当する場合には、然るべき対応を行っております。また、そのための研修等も適宜実施しております。

ただし、申請書類の窓口設置に関しましては、先に記したとおり、税は納期限内納付が大原則であり「減免ありき」ではございませんので、納付相談のなかで必要な場合に説明し、お渡ししております。

当市の徴収事務は、当然ですが「強引な取り立て」を目的としてはおりません。しかしながら、税である以上、「公平性の確保」の観点から、払わなくてもよいことを前提とすることも、いわゆる「ゴネ得」を認めることもありません。

滞納状況に陥ってしまった方の事情も様々であると理解はしていますが、当市徴税吏員一同、納付が困難な方には状況に応じた納付の努力をしていただくことを促す様な対応を実践しながら、日々精進しております。

以上、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願ひいたします。

	国立市	昭島市
解答	国際市政策経営部収納課 滞納整理係 山口 陽	市民部納税課 勝野
担当課	政策経営部収納課	市民部納税課
生活・営業実態把握	収支を含めた生活状況等の聞き取りを行っています。	聞き取りや資料の提出により対応しています
生保基準以下の相談者への対応	状況に応じて滞納処分の執行停止等を行い、また、必要に応じて納者に確認の上で福祉部門へつなぎます。	状況により滞納処分の停止や関連部署への案内をしています。
分納を認める期間	納付資力や滞納税に充てられる財産がない場合には、最大限の納税をしていただくこととし、期間の設定はしていません。ただし、定期的に再相談や状況報告をお願いしています。	1年以内としていますが、やむを得ない理由があるときは、生活状況の分かる資料及び誓約書の提出を求め、1年以上の分割納付期間を認めています。
多重債務者への対応	滞納者の意向によりますが、取引履歴の取り寄せに関する説明や引き直し計算を行い、過払金等がないか確認をしています。また、その結果によってその後の対応に関する説明を行っています。	状況により、消費生活相談室や、法テラスへ案内しています。
本税・延滞税の徵収	本税優先で納付してもらい、本税納付がすべて完了した時点で、延滞税の納付をしてもらっている。	①又は②の取り扱いをしています。
延滞金減免申請書の窓口設置	設置していません。	設置していません。
延滞金減免規定対象者	7人（平成25年度実績）	23人（平成26年）
その年発生した市民税の小額納付	納付資力がなく、また、納税に充てられる財産がなければ、暫定的に少額納付（その方にとって最大限の納付）をしていただき、定期的に再相談や状況報告をお願いしています。	状況により分割納付で対応しています。
納付しやすい環境づくり	必要に応じて金額未記載の納付書をお渡ししています。	コンビニ納付書や振り込み取り扱う票を取り扱っています。
差し押さえ禁止債権の確認	おこなっています。	確認しています。
鳥取県の地要集マニュアルの改訂	知っている	知っています
鳥取訴訟判決後の改善点	預金差押の際に可能なかぎり児童手当の入金がないか確認するようにしています。	預金口座の入金状況を確認するようにしています。
徵収関連法の職員への周知	各種研修に参加しています。また、OJT等において知識の習得に努めています。	研修を実施しています。
再押さえ等のノルマ設定	件数については業務の進行具合の目安として数値を持っています。ただし、達成しなければならない目標という意味での数値は設定していません。	設定していません。
1人あたり担当件数	134人～1322人（平成26年度滞納繰越分）滞納額に応じて担当数を変えている。（電話で内田が聞き取り）	約600人です。
個々の滞納者への担当者	決めています。ただし、状況によりますが、担当不在時は基本的に臨機応変に対応しています。	決めています。
徵収職員のメンタル面への押頸	職員の抱えている悩み等を把握し、対応するために定期的に上司と面談を行っています。また、一人の職員に業務が集中しないよう業務内容を調整したり、普段から何でも言い合える職場となるよう雰囲気作りに配慮しています。	メンタルヘルス研修を実施しています。

	国分寺市	東大和市
解答	総務部納稅課 西脇	東大和市民部納稅課長 中山 仁 担当者 東大和市民部納稅課 小林 純也
担当課	総務部納稅課(国税は除く)	市民部納稅課
生活・営業実態把握	月の収支、保有財産状況を聞き取っています(国税は除く)	相談者へ生活状況を記入していただく様式を交付し、同時に収入及び支出の分かる資料の提示をお願いしています。
生保基準以下の相談者への対応	財産等が判明しなかった場合、生活保護制度がある旨を説明するとともに、滞納処分執行停止をします。	必要により地方税法による執行停止等を行います。また、相談内容に応じたご案内を実施するなど、生活再建に向けた案内を実施しています。
分納を認める期間	原則、年度内完納や10回での完納を依頼しています。しかしながら、聞き取った収支の内容により、1年以上の分納となってしまった場合は、半年に一度再相談の機会を設けるようにしています。	相談者の収入及び支出などの生活状況を提示していただき、その内容に応じた最大限の納付を求めております。そのため、どのくらいまでという期間は決めてはおりません。
多重債務者への対応	過払金発生している可能性があるため、無料法律相談所等を案内しています。	庁舎内に設置している「そえる」や「法テラス」を紹介しています。その後、来庁を促し相談に行かれた内容及び対応についてお聞きします。
本税・延滞税の徴収	本税優先で納付してもらい、本税納付がすべて完了した時点で、延滞税の納付をしてもらっている。	本税優先で納付してもらい、本税納付がすべて完了した時点で、延滞金の納付をしてもらっている。
延滞金減免申請書の窓口設置	申請書は設置していませんが、審査基準は設置しています。	窓口には設置しておりません。
延滞金減免規定対象者	平成26年度55件(平成27年3月13日現在)	20人(平成25年度)
その年発生した市民税の小額納付	4の回答と同じです。	基本的に納期どおりの納付をお願いしています。しかし、資力がない状況が把握できれば相談に応じております。その場合は、定期的な来庁をしていただき生活状況の確認をさせていただきます。
納付しやすい環境づくり	白紙の払込取扱票のみでなく、ATMやネットバンクからも振り込めるようにしています。	郵便振替用の用紙を交付し、少額でも納付できることとしています。
差し押さえ禁止債権の確認	行っています。	可能な限り実施しています。
鳥取県の地要集マニュアルの改訂	知っていました	確認しています。
鳥取訴訟判決後の改善点	鳥取県の裁判の前から、明らかに諸手当である預金は差押さえをしていないため、特に改善はしていませんが、適時職員に固知っています。	判決により変更はしていません。
徴収関連法の職員への周知	他機関主催の研修に参加しています。	定時後月1回、係内での研修を実施しています。また、専門研修として開催されている関係機関での研修へ積極的に参加しています。
再押さえ等のノルマ設定	目標設定はしていません。	滞納者を減らしていく、多くの方との接触を図る観点から、数値目標を設定しております。
1人あたり担当件数	600～700件	約650人(平成26年度当初)
個々の滞納者への担当者	決めています。	決めています。しかし、担当者不在時でも対応できるような体制を構築しています。
徴収職員のメンタル面への押領	事案の方向付けに迷うことや、滞納者との折衝に不安がある場合、上司に相談するだけではなく、一人で抱え込まないよう、上司から職員に声をかけるよう心がけています。	年3回職員面談を実施し、悩み事に関しては極力解決できる方向性を提示しております。また、活気があり言いたい事が素直に言える職場づくりに努めています。

	立川市	武藏村山市
解答	立川市財務部納税課 庶務係 中野 啓史（ナカノ ヒロフミ）	市民部収納課収納グループ 山田
担当課	財務部 納税課（平成27年4月1日から「収納課」）	市税、国保税一市民部収納課収納グループ
生活・営業実態把握	ご相談により相互に確認し、具体的な納付計画を作成するため、収入と支出（金融・住宅ローンなどの借入金、他の官公署への滞納の有無、生命保険料等の支払いなど）等の聞き取りや、これらを記入した書面（納付相談カード）の提出をお願いしています。	「納税相談票」（※生活状況を把握するための項目が記載してあるもの）の記入及びその根拠となる資料の提示を求め対応しております。（※根拠資料の詳細は、「生活等の状況把握資料一覧（個人）」、「資産負債等の状況把握資料一覧（法人）」により明示）
生保基準以下の相談者への対応	滞納者の年齢、健康状態、家族構成、生活・事業運営状況等を勘案して滞納処分できる財産が見当たらない、滞納処分することにより生活を窮屈させる恐れがある、また行方不明等の場合には、徵収・換価の猶予や執行停止等を随時行っています。さらに、必要に応じ、生活保護所管部門への相談取次等も行います。	滞納処分の執行停（ママ）の検討や、滞納者に確認の上、生活保護担当部署へつなげる等の対応をしております。
分納を認める期間	原則的に分納期間は1年以内（延長で2年以内）の完納できる期間としています。ただし、滞納者の納付資力不足等の特段の理由がある場合には、一定額の3か月など短期の確実な分納（納付できない時は速やかに報告・再相談）をお願いし、結果的に2年以上の分納（少額分納）となる場合もあります。	地方税法における「徴収猶予」関係規定を適用し運用しております。
多重債務者への対応	該当者の生活再建等を目的に「多重債務対策庁内連絡会」（府内の消費生活・市民相談部門を中心に福祉、教育、税部門等で構成）での情報・相談の連携体制による対応や法テラスなど外部機関への相談勧奨とともに、その後の経過等は納付相談を通じ、把握に努めています。	法テラス、司法書士会等、相談先を紹介する等の対応をしております。
本税・延滞税の徴収	本税優先で納付してもらい、本税納付がすべて完了した時点で、延滞金の納付をしてもらっている。	差押等、強制執行処分の場合は本税優先とし、任意納付の場合は本税・延滞金の順で充当しております。
延滞金減免申請書の窓口設置	設置していません。	設置していません。
延滞金減免規定対象者	本市では、延滞金減免に関する規則、要綱、規程等は制定しておりません。	平成26年度は、平成27年3月末現在で9件です。
その年発生した市民税の小額納付	上記回答4（分納期間）と同様になりますが、滞納者の納付資力不足等の特段の理由がある場合には、一定額の3か月、半年間等の短期の確実な分納（納付できない時の速やかな報告・再相談）をお願いし、結果的に2年以上の分納（少額分納）となる場合があります。	原則、認めておりません。
納付しやすい環境づくり	収入が不安定等の理由から要望され、必要と判断できた場合は、額を記載しない納付書（郵便振替用紙）をお渡しして、納付可能額（事前に目安となる額は相談）を自身で記入・納付いただいています。なお、その発行枚数は、期間を空けずに状況報告等いただきたいため、3~6ヶ月分（回分）など、枚数を限定しています。	郵便局で取扱う「払込取扱票」（手数料は市が負担）を渡しております。
差し押さえ禁止債権の確認	必ず確認しています。	確認しております。
鳥取県の地要集マニュアルの改訂	承知しています。	承知しております。
鳥取訴訟判決後の改善点	差押対象口座が国税徴収法の規定以外の他法令で差押禁止財産とされる児童手当などの入金口座かどうかは、従前より確認、考慮するようになっています。	児童手当のみの入金口座は差押しないこととしました。
徴収関連法の職員への周知	東京都等が主催する外部の関連・専門研修への参加、課内研修の実施、ベテラン職員や納税指導員（税務署OB）から指導助言等により、法令等の知識習得に継続的に取り組んでいます。	①各種研修への参加、②JTによる対応、③税法関連の書籍やHPの活用等に取り組んでおります。
再押さえ等のノルマ設定	市政や保険制度を運営する貴重な財源確保のため、各職員は、より多くの収入を目指し滞納整理に取り組んでおり、結果として差押え件数等が増える場合がありますが、数値（達成）目標は設定していません。	設定しております。
1人あたり担当件数	一人あたり平均、約800人となっています。（平成26年度）	平成26年5月末時点761人です。
個々の滞納者への担当者	現在、滞納整理（徴収、相談対応等）業務については、地区担当制をとっており、担当する職員は決まっています。ただし、担当不在の際は、他の職員が電話・訪問された方にご説明し、代わりに対応します。	原則、決めていませんが相談を継続していくなかで必然的に決まってくる場合が多い状況です。
徴収職員のメンタル面への拌領	職員のメンタル面での配慮、必要な対応等の実施は重要な課題であり、人事部門による相談体制（専門医による相談実施等）のほか、担当課長による個別面談（年1回以上）、担当課長・係長による業務進捗ヒアリング（年2回以上）等を通じて、メンタル面で個々の職員の配慮等に努めています。	職務上の悩みを把握するため定期的に上司と面談をする機会や、普段から何でも話せるような雰囲気つくりに配慮しております。

納税者の生存権、生存権的財産権を保障する徴収行政を求める要望書

【要望の趣旨】

日頃より市民生活と福祉の向上にむけての貴市のご尽力に敬意を表します。

私たちは立川税務署管内の労働組合、東京土建一般労働組合、民主商工会、市民団体などで構成されている実行委員会です。

いま、全国で失業、倒産、賃金引き下げ、経営悪化などにともない、地方税や国保税を払い切れずに滞納してしまう事例が増加するとともに、生活実態、営業実態を無視した強権的な滞納処分、差し押さえによる生活、営業破壊が問題になっています。

生活破壊、営業破壊が深刻化するなかで、徴収行政をおこなう側は、滞納に至った経緯や納税者の現況等を調査、判断、見極め、「徴収上の公平」も念頭に置きながら、納税者個々の実態に即応した処理を積極的におこなう必要があります。そして、その判断の根底には、納税者の生存権や生存権的財産権を保障する憲法理念が貫かれていくなければなりません。

しかし、最近の徴収現場では国も地方も「早期一括納付」「強制徴収、差し押さえ処分」を振りかざすばかりで、徴収関係法令や「納税の猶予等の取扱要領(国税庁徴収関係個別通達(昭和51年6月))」などにも反する事例が目立っているのが実態です。

「納税の猶予等の取扱要領」の冒頭の総則は、「強制的な徴収手続き等を緩和することが妥当とされる場合がある。納税の猶予等の制度は、このような場合に納税者の実情に即応した措置を講ずることにより、納税者との信頼関係を醸成し、税務行政の適正・円滑な運営を図ることを目的とする」と、納税の猶予等の緩和措置を適用する積極的意義を述べています。

その上で「特に納税者から即時に納付することが困難である旨の申し出等があった場合には、その実情を十分調査し、納税者に有利な方向で納税の猶予等の活用を図るよう配意する」とし、また第3章「換価の猶予」の項では「納付困難を理由として分納の申し出等があった場合には、そのまま放置することなく、換価の猶予に該当するかどうかを検討するよう配意する」としています。

通達は、徴収行政側に「納税の猶予等の措置を積極的に承認すべき職務上の法的義務を負」わせています。

私たちは、貴市の市税や国保税の徴収行政が、徴収法や上記通達の理念をふまえ、納税者の生存権や生存権的財産権を保障するものになることを期待し、以下具体的に要望させていただきます。

記

- 1、滞納の相談にあたっては、生存権、生存的財産権を保障する立場で、滞納に至る経過や生活、営業実態を聞き取り、正確に把握し、生活、営業実態に見合う徴収になるよう十分配慮し、期限を区切った無理な納税を迫らないようにしてください。

- 2、世帯の人数、各人の年齢、障害・高齢などの有無、家族の収入、ローン・負債、本人また家族の病気の有無などを総合的に勘案し、市税・国保税などを支払うと、生活保護基準以下の生活になってしまい。「生活や営業が困難」になるような、無理な支払いを強要しないでください。
- 3、事業所得者の必要な運転資金等に充分配慮し、「営業が困難になる」ような、無理な支払いを強要しないでください。
- 4、納税緩和処置(地方税法第15条7「滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある時は滞納処分の執行を停止する」)の適用申請が出された場合、個々の実情に即した対応をとともに、積極的に認定してください。また、「窮迫のおそれ」についての適用要件を明らかにしてください。
- 5、滞納者が納付した市税、国保税などは、本税優先で処理してください。
- 6、「徴収猶予・期間延長申請書」を窓口に設置してください。「徴収猶予・期間延長」規定に該当する滞納者にたいしては、免除申請手続きについて説明し、申請するよう促してください。
- 7、「延滞金減免申請書」を窓口に設置してください。「延滞金免除」規定に該当する滞納者にたいしては、免除申請手続きについて説明し、申請するよう促してください。
- 8、「換価の猶予」については、「納税の誠意」があるのかどうか、所有財産が「事業や生活の継続・維持」にとってどうなのか、猶予することによって「徴収上の有利性」があるのかどうか、といったことが重要なポイントになります。毎月分納、納税相談している滞納者にたいしては、「換価の猶予」の措置をとり、生活や営業を困窮させるような差し押さえはないでください。また、納税者から「換価の猶予」を求める請願等が出された場合は、換価の猶予をみたしているかどうか、納税者のおかれている状況を正確に把握し、換価の猶予に該当しない場合は、納税者にその理由を説明するなど、納税者にたいし誠実に対応してください。
- 9、鳥取県児童手当差し押さえ裁判で、児童手当が振り込まれた預金口座の差し押さえ処分について、「権限を濫用した違法なもの」との判決が出され、鳥取県の税徴収事務合理化要綱に定める滞納整理マニュアルが改訂されました。貴市においても、預金口座の差し押さえにあたっては、判決の趣旨をふまえ、違法な差し押さえにならないようにしてください。
- 10、滞納処分をすることができる財産がなく、滞納処分することによって、納税者が生活保護水準以下の生活に陥るばあいなど、納税者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合は、滞納処分の執行を停止してください。
- 10、常日頃市民の滞納相談業務に従事する市職員にたいし納税相談内容が、徴収法や上記通達の理念をふまえ、納税者の生存権や生存権的財産権を保障するものになるよう、内部研修などをおこなってください。

市税・国保税徴収に関する(メール)アンケート

1. 貴市の、市税、国税の滞納者の徴収窓口を教えて下さい
2. 市税や国税の滞納者が納付相談で来所した場合、滞納者の生活や営業の実態を把握するため、貴市ではどのような対応をしているかご記入ください。
3. 調査の結果、滞納者の生活実態が生活保護基準以下であることが判明した場合、貴市はどのような対応をしていますか。具体的にお答えください。
4. 滞納者の分納相談で、貴市ではどのくらいの期間まで分納を認めていますか。分納期間が1年以上になる場合、どのような条件で分納を認めていますか。
5. 滞納者が多重債務者であることが判明した場合、貴市ではどのような対応をしていますか。
6. 貴市では市税や国保税の滞納者に対する市税納付について延滞金をどのように扱っていますか。
① 本税優先で納付してもらい、本税納付がすべて完了した時点で、延滞税の納付をしてもらっている。
② 本税、延滞税を一括して納付してもらう。
③ その他(具体的にご記入ください)
()
7. 延滞金減免申請書は窓口に設置していますか
8. 「延滞金免除規定」に該当者は何人くらいいましたか
9. 貴市では、その年新たに発生した市税や国保税について、納付書通り支払えない場合、小額納付を認めていますか。
10. 貴市では、滞納者が滞納した税金を支払いやすいよう、どのような取り組みをしていますか。(例:白紙の納付書を渡し小額でも払えるようにする)具体的にお教えください。
11. 貴市では、市税や国保税の滞納者に対する差し押さえをおこなう場合、差し押さえ禁止債権であるかどうかの確認をおこなっていますか。

12. 鳥取県児童手当差し押さえ裁判の判決内容、鳥取県差し押さえ裁判の判決を受け、鳥取県が滞納整理マニュアルを改訂したことをご存知ですか。
13. 貴市では滞納者への差し押さえについて、鳥取県児童手当差し押さえ裁判の判決を受け、対応を改善しましたか。改善した場合はその内容をお教えください。
14. 徴収行政でも租税法律主義が貫かれなければならないと考えますが、貴市では徴収職員に対し、徴収関連法や関連通達などを周知するためどのような取り組みを行っていますか。
15. 貴市では、市税や国保税の滞納者に対する差し押さえ件数や、差し押さえ金額について、徴収職員に数値目標の設定をしていますか。
16. 貴市では、徴収職員1人あたり、何人の滞納者に対応していますか。
17. 個々の滞納者について相談対応する職員を決めていますか。
18. 徴収職員のメンタル面で貴市ではどのような配慮をしていますか。